

産山村障がい者計画  
第7期産山村障がい福祉計画  
第3期産山村障がい児福祉計画

令和6年3月

熊本県産山村



# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の根拠法と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

- 1 産山村の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 「福祉に関するアンケート調査」の結果から見る現状・・・・・5

## 第3章 産山村障がい者計画

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
  - (1) 安心して暮らせる地域づくりの推進・・・・・・・・・・23
  - (2) 共に生きる地域社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・24
  - (3) 地域ぐるみの自立生活の支援・・・・・・・・・・・・25

## 第4章 第7期産山村障がい福祉計画

- 1 障がい福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 令和8年度に向けた数値目標の設定・・・・・・・・・・・・27
- 3 障害福祉サービスの必要量の見込み・・・・・・・・・・・・31
- 4 地域生活支援事業の必要量の見込み・・・・・・・・・・・・37
- 5 その他の支援・取組についての見込み・・・・・・・・・・・・41

## 第5章 第3期産山村障がい児福祉計画

- 1 障がい児福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 2 令和8年度に向けた数値目標の設定・・・・・・・・・・・・44
- 3 障がい児支援の必要量の見込み・・・・・・・・・・・・47

## 第6章 計画の推進体制

- 1 村民・事業者・地域等との協働の推進・・・・・・・・・・49
- 2 庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 3 国・県及び近隣市町村等との連携・・・・・・・・・・・・50
- 4 計画の評価・点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

## 第7章 資料編

- 1 阿蘇圏域福祉サービス等事業所一覧・・・・・・・・・・51
- 2 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会  
設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 3 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会  
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
- 4 計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

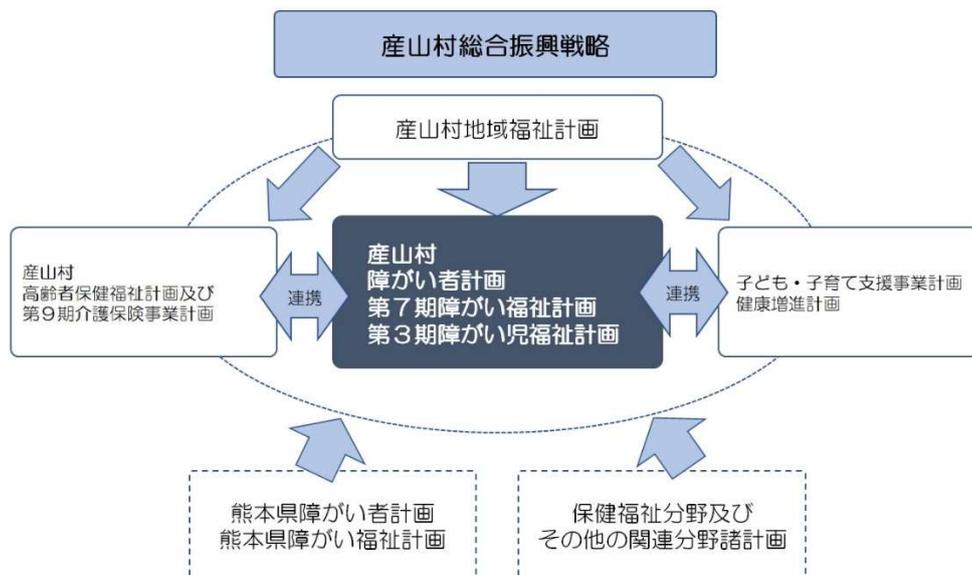
障がい者福祉をとりまく近年の動きとしては、国において、障がいのある人の生活と就労に対する支援の拡充を柱とする「障害者総合支援法」の改正(平成 28 年)や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正(平成 28 年)が行われ、障がいのある人の多様なニーズに対応するためのサービスが新設されたほか、新たに「障害児福祉計画」の策定が地方自治体に義務づけられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が大きく進展しました。

本計画では、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

## 2 計画の根拠法と位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本村における障がい者及び障がい児への施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえつつ、村政の基本的な考え方や方向を示す産山村総合振興戦略を最上位の計画とし、産山村地域福祉計画、県の関連計画との整合性を保ち、連携を図ります。



障がい者計画	村の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的な事項を定める中長期の計画です。
障がい福祉計画	各年度における障がい福祉サービスや相談支援等の必要な見込量による実施計画です。
障がい児福祉計画	各年度における障がい児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量による実施計画です。

### 3 計画の期間

#### (1) 産山村障がい者計画

令和6年度 ～ 令和11年度（令和8年度末に中間見直し）

#### (2) 第7期産山村障がい福祉計画・第3期産山村障がい児福祉計画

令和6年度 ～ 令和8年度

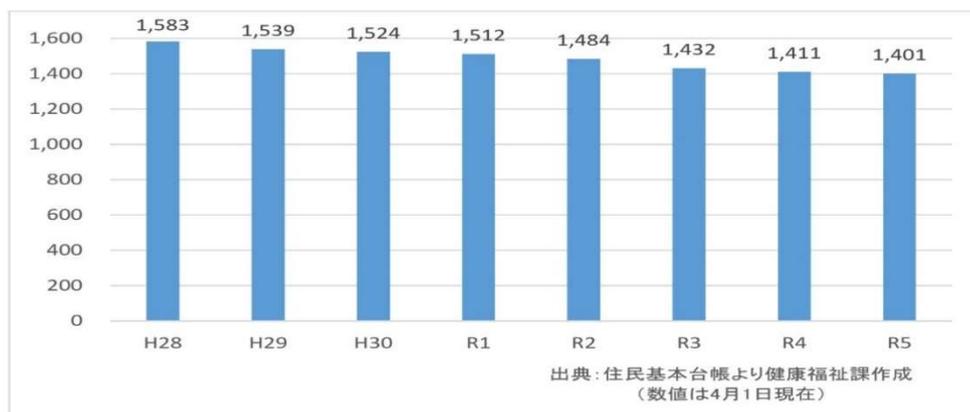
なお、国の障がい者施策の動向や、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

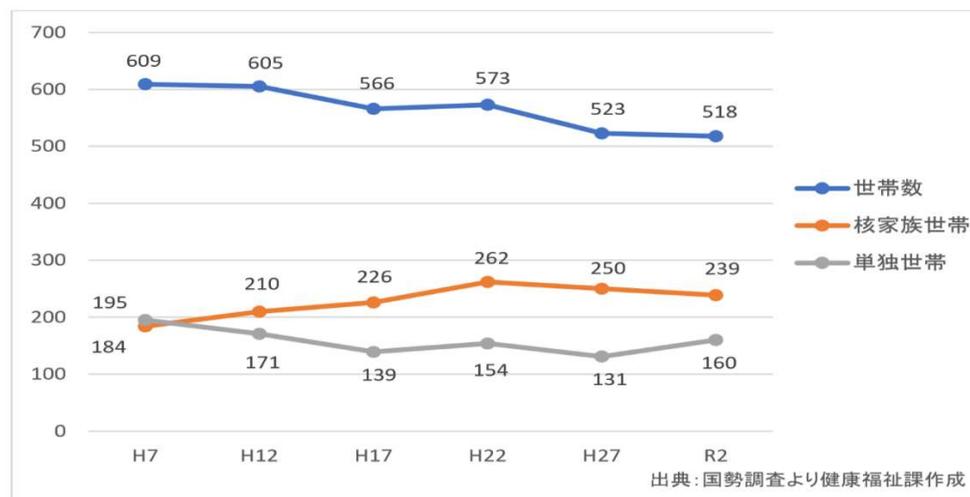
### 1 産山村の人口

平成28年から令和5年の各年4月の村の人口は減少傾向にあります。また、国勢調査による世帯数も人口と同様、減少傾向にあります。世帯の内訳をみると、核家族世帯は増加、単独世帯は横ばい傾向にあり、令和2年調査では全体世帯数の75%以上を占めるまでに増えています。これは、これまで数世代にわたる同居世帯だったものが、若い世代が家を出ていくなどすることで、核家族化及び独居世帯化しているものと考えられます。

(図表) 産山村の人口の推移



(図表) 産山村の世帯数の推移

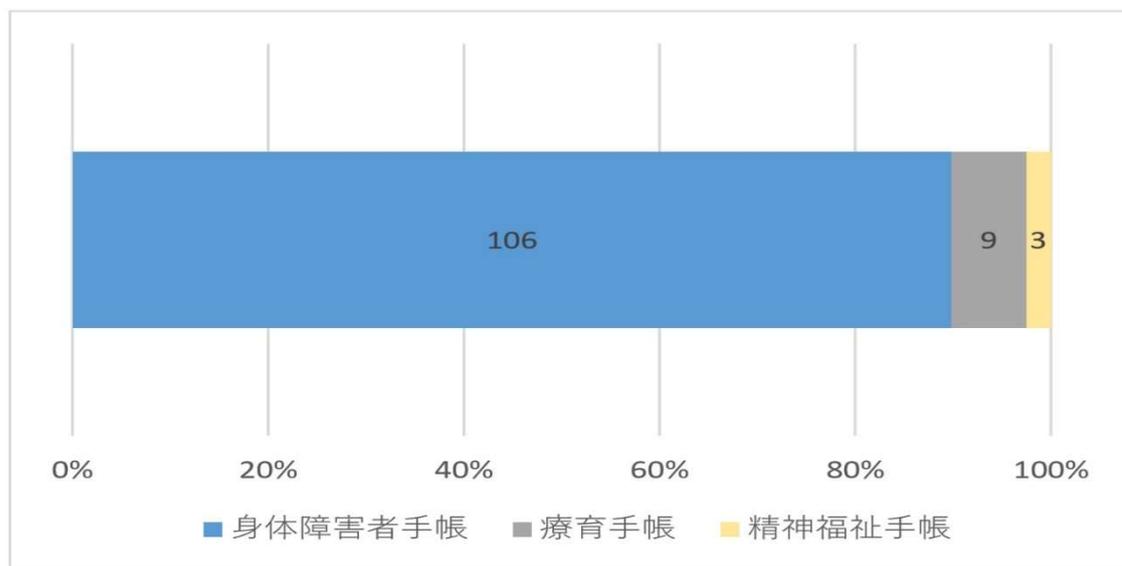


## 2 障がいのある人の状況

各種障害者手帳をお持ちの方は、令和5年3月末現在、全部で118人です。  
人口に対する割合は8.4%となっています。

内訳としては、身体障害者手帳をお持ちの方が106人と最も多くなっています。

(図表) 各種障害者手帳の所持状況 (令和5年3月末現在)



### 3 「福祉に関するアンケート調査」の結果から見る現状

産山村では、村内にお住まいで精神、療育、身体障害者手帳をお持ちの方や、障害福祉サービスをご利用の方に向けて、福祉に関するアンケート調査を行いました。

調査概要	
調査時期	令和5年9月
調査対象者	村内在住の精神、療育、身体障害者手帳所持者及び村において障害福祉サービスの支給決定を行っているもの
発送数	112票
回収結果	有効回収数 55票、有効回収率 49.1%

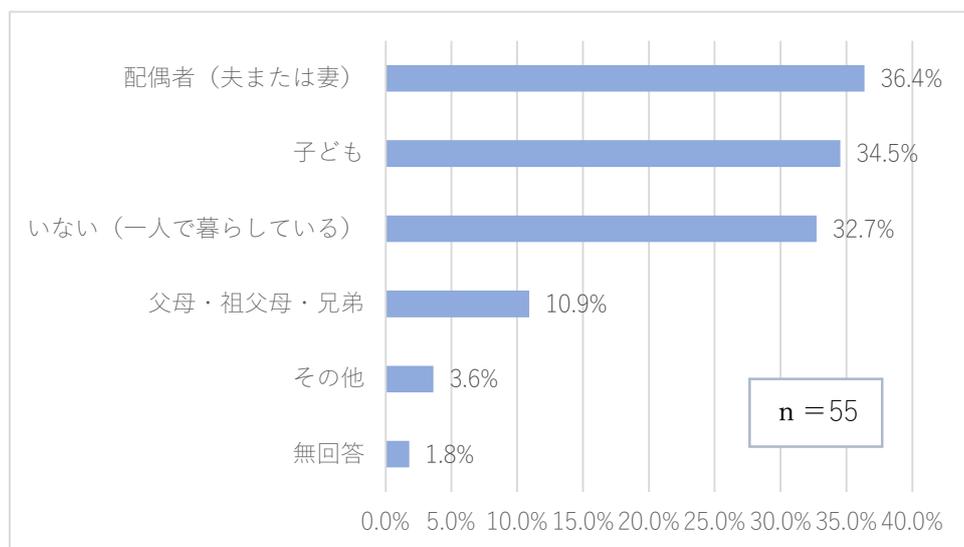
結果の概要は次のとおりです。

#### (1) 現在の状況（令和5年9月1日現在）

○平均年齢 74.1歳

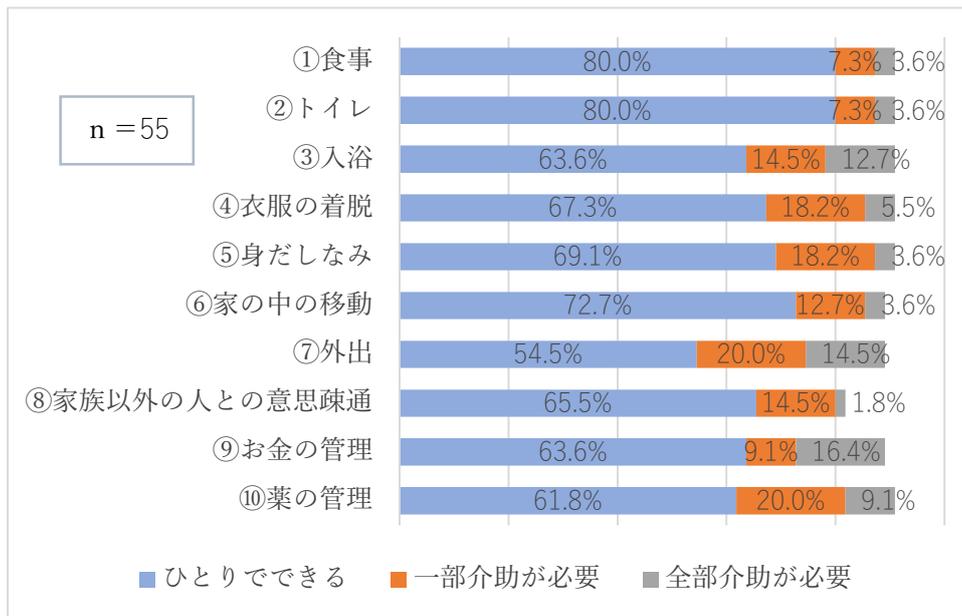
○性別  
男性 49.1%  
女性 49.1%  
無回答 1.8%

#### (図表) 一緒に暮らしている人



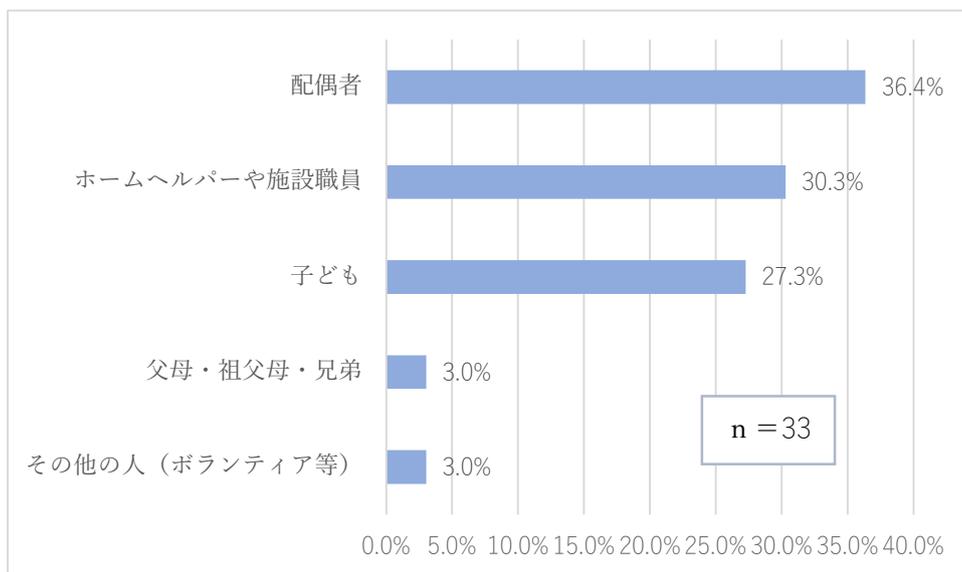
一人で生活している方が3割います。

(図表) 日常生活における介助の状況



日常生活においては、約7割の人が一人でできていますが、外出については介助を必要とする人が34.5%と他の行動に比べて多くなっています。

(図表) 介助をしてくれる人



介助が必要な場合、家族が行っていることが多くなっています。

※介助をしてくれる人について

①年齢（令和5年9月1日現在）

平均  歳

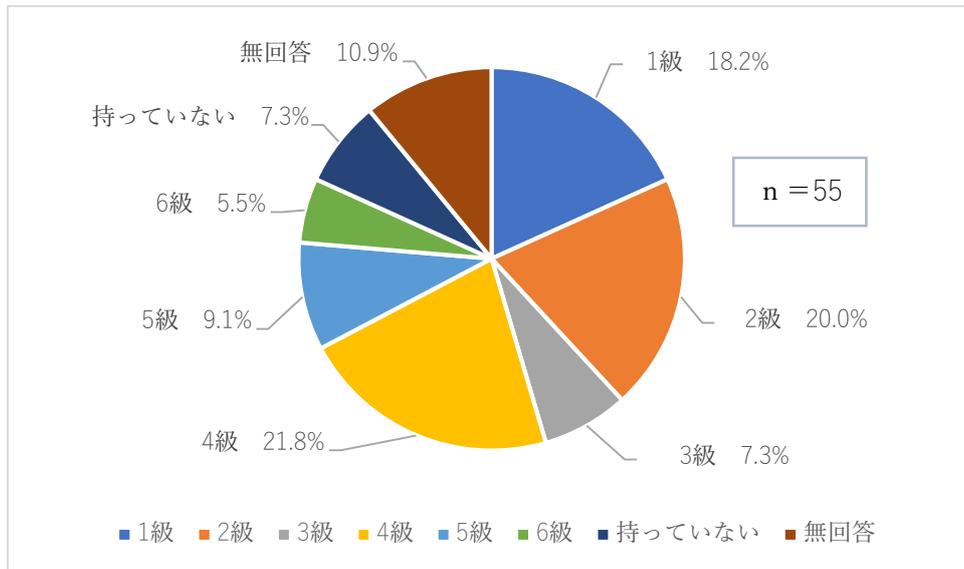
②性別

③健康状態

介助する家族の年齢は高く、健康状態は「よい」「ふつう」で約8割強を占めていますが、残り1割弱の人は健康状態が「よくない」と回答しています

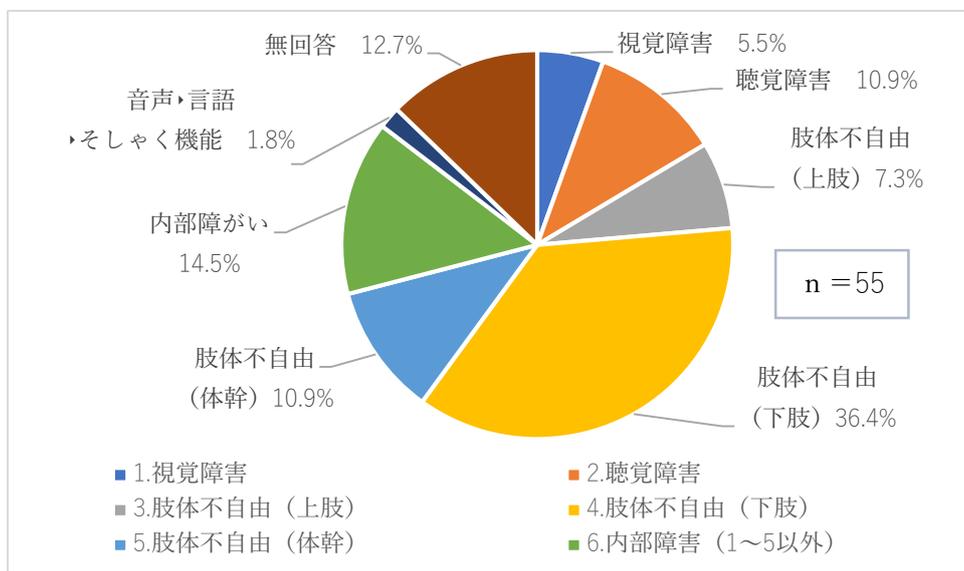
(2) 障がいの状況

(図表) 身体障害者手帳について



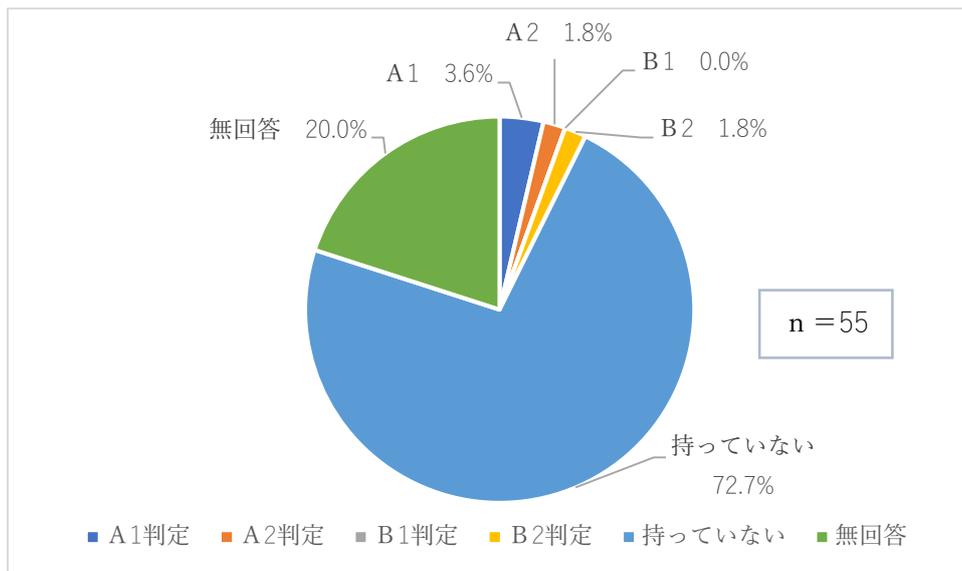
身体障害者手帳を持っている人は81.8%でした。

(図表) 身体障害者手帳を所持している場合の主な障がい



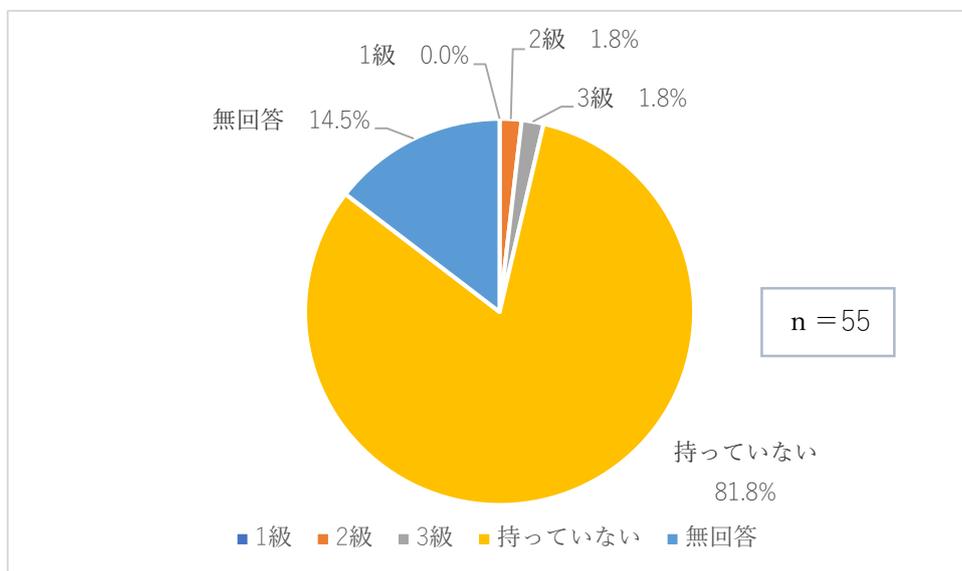
「肢体不自由」が最も多く、上肢、下肢、体幹すべて合わせると54.6%を占めています。次点で「内部障がい」が多くなっています。

(図表) 療育手帳について



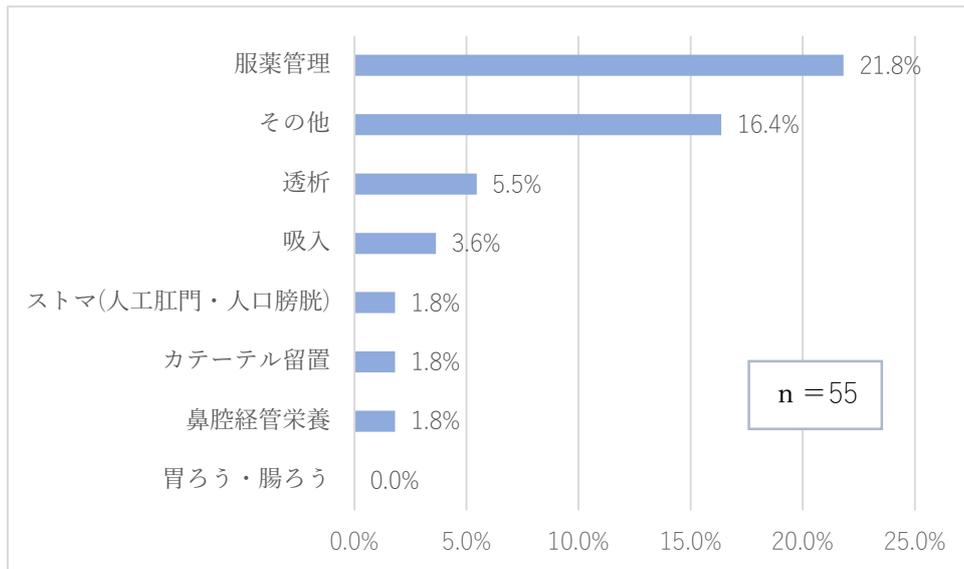
療育手帳を持っている人は7.2%でした。なお、手帳を持っている人の中で、B1判定と回答した人はいませんでした。

(図表) 精神障害者保健福祉手帳について



精神障害者保健福祉手帳を持っている人は3.6%でした。なお、手帳を持っている人の中で1級と回答した人はいませんでした。

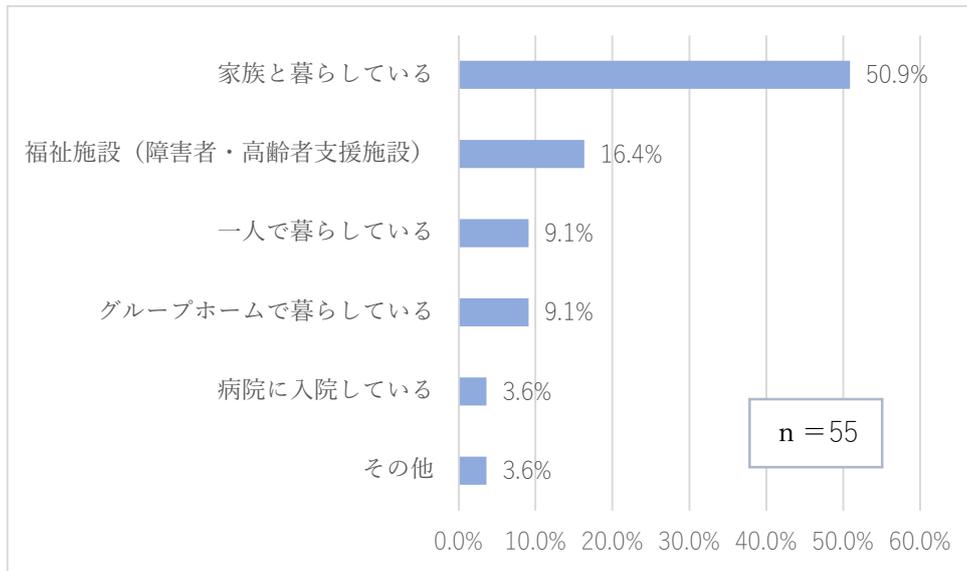
(図表) 現在受けている医療的ケア



服薬管理を受けている人が最も多くなっています。なお、「胃ろう・腸ろう」と回答した人はいませんでした。

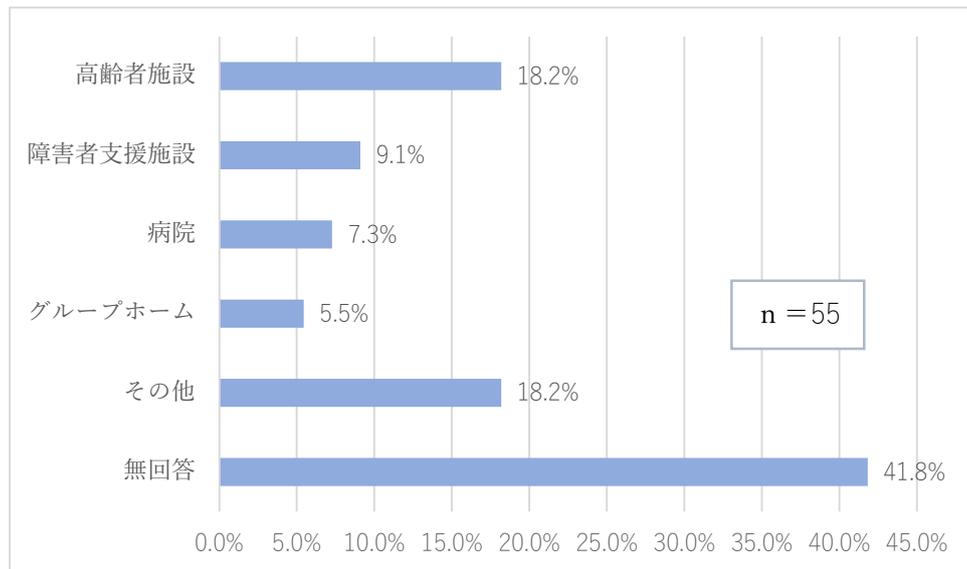
### (3) 住まいと暮らし

(図表) 現在の暮らしの状況



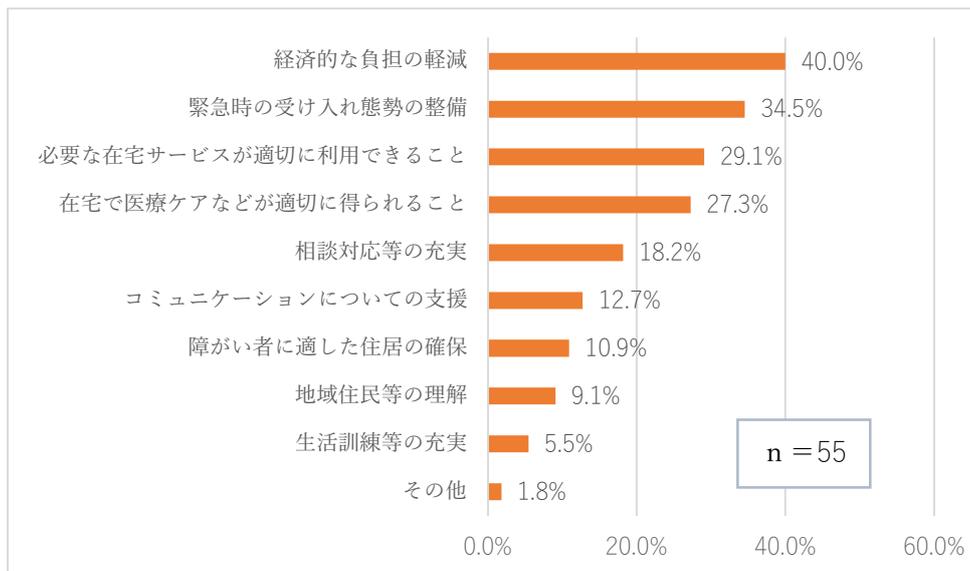
家族と暮らしている人が50.9%と最も多くなっています。なお、一人で暮らしている方が9.1%います。

(図表) 今後生活していく中で希望する住居



回答されている項目のうち、「高齢者施設」と「その他」が共に18.2%と最も多く、「その他」の中には自宅での生活を望まれている方も含まれています。

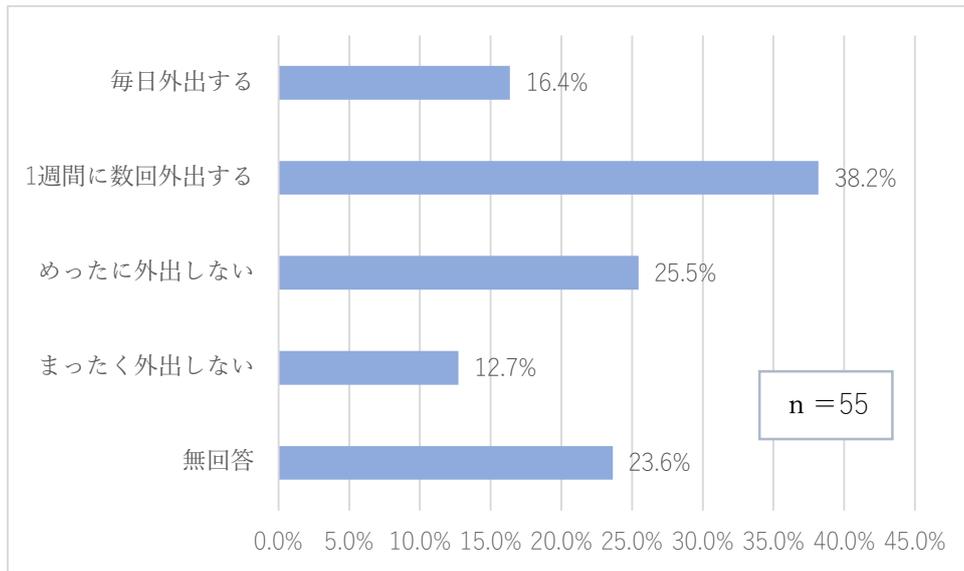
(図表) 地域で生活するために必要な支援



経済的な負担の軽減や、緊急時の受け入れ態勢の整備など、生活するうえで必要不可欠なサポートが受けられることを希望されています。

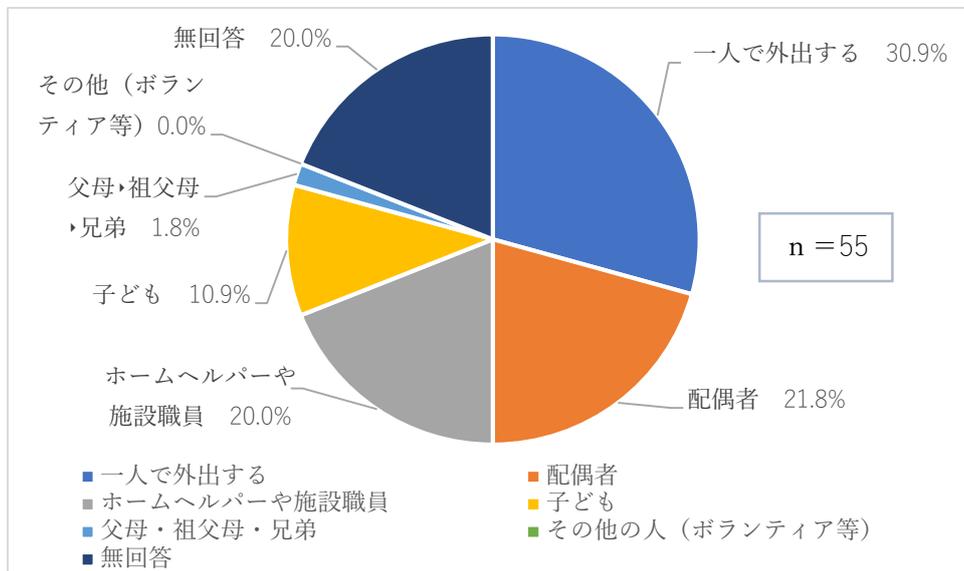
### (3) 日中活動・就労

(図表) 外出の頻度



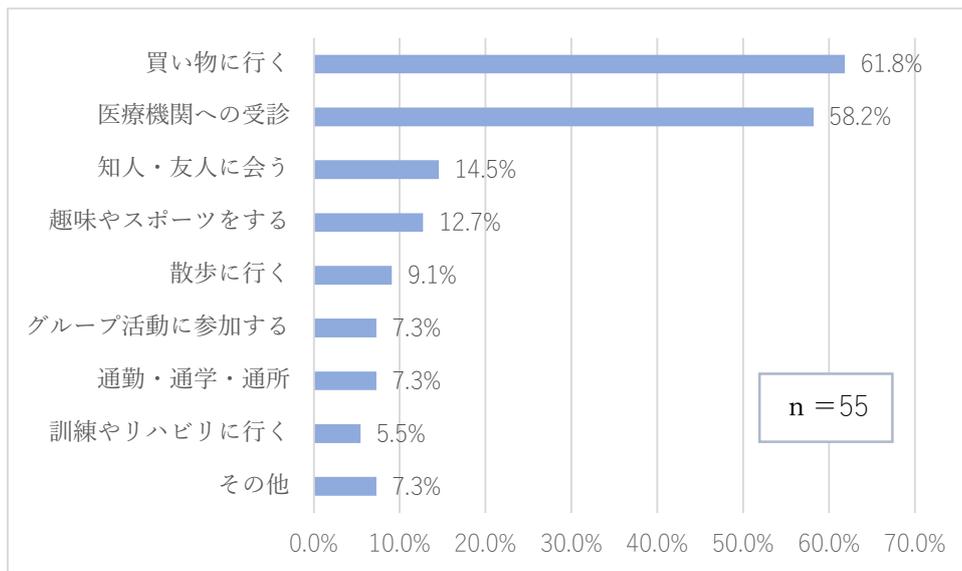
外出すると回答した人が約半数いる一方、「めったに外出しない」「まったく外出しない」と回答した人が38.2%でした。

(図表) 外出する際の同伴者



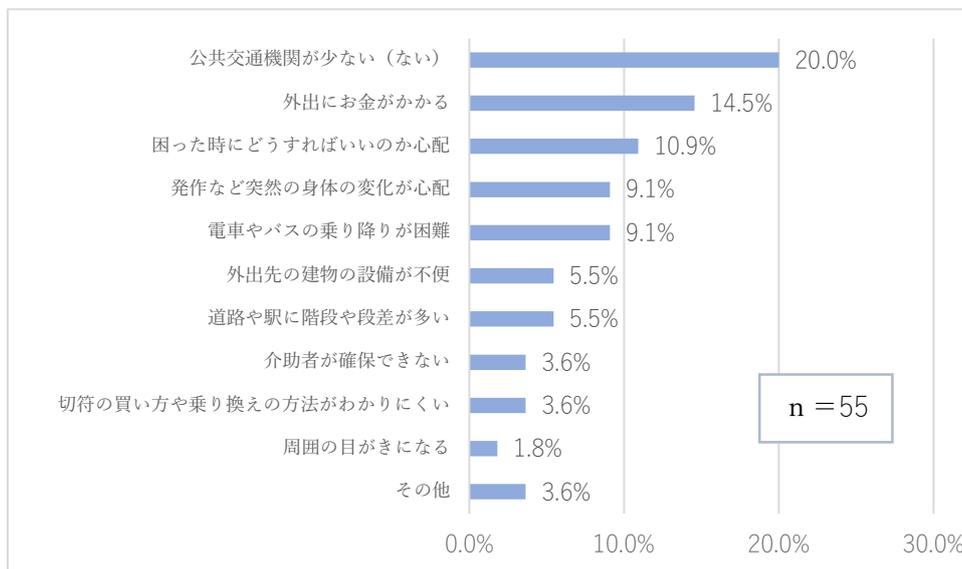
外出する際には同伴者、特に家族と一緒にいることが多くなっています。なお、一人で外出する人は30.9%にとどまっています。

(図表) 外出する際の主な目的



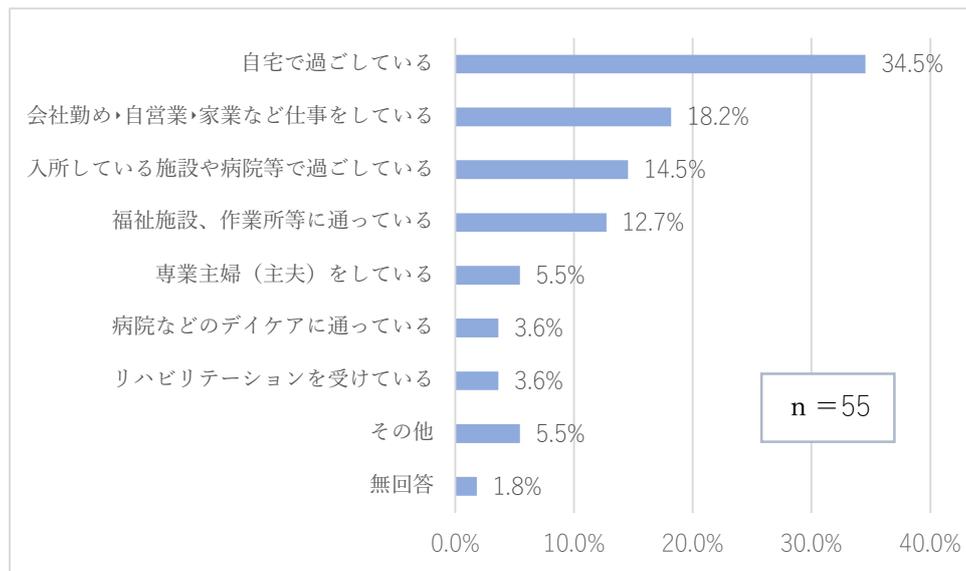
「買い物」「医療機関への受診」が60%前後となっており、外出の主な目的となっています。

(図表) 外出するときに困ること



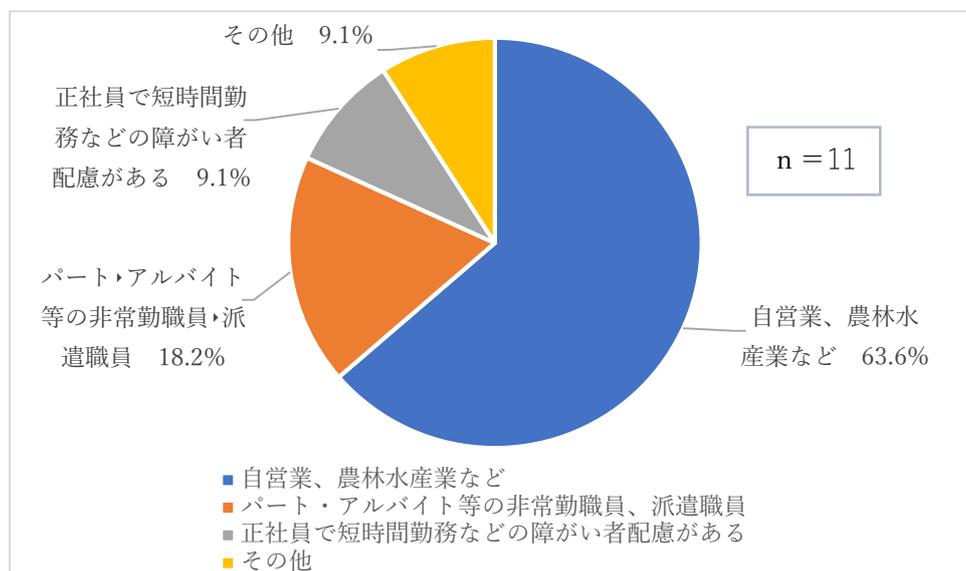
移動手段で不便を感じている人が多いです。また、突然の身体の変化や困ったときの対応を心配しています。

(図表) 平日の日中の過ごし方



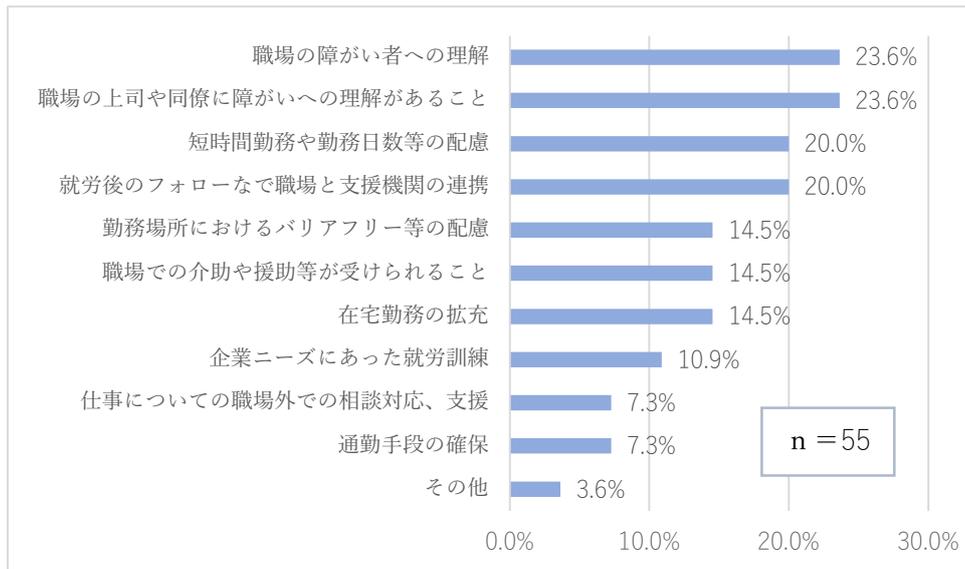
自宅で過ごしている人が34.5%と最も多く、収入を得て仕事をしている人は18.2%にとどまっています。

(図表) 収入を得て仕事をしている人の勤務形態



「自営業、農林水産業など」が63.6%とほとんどを占めています。正社員やパート等の勤めている方は27.3%と少ないです。

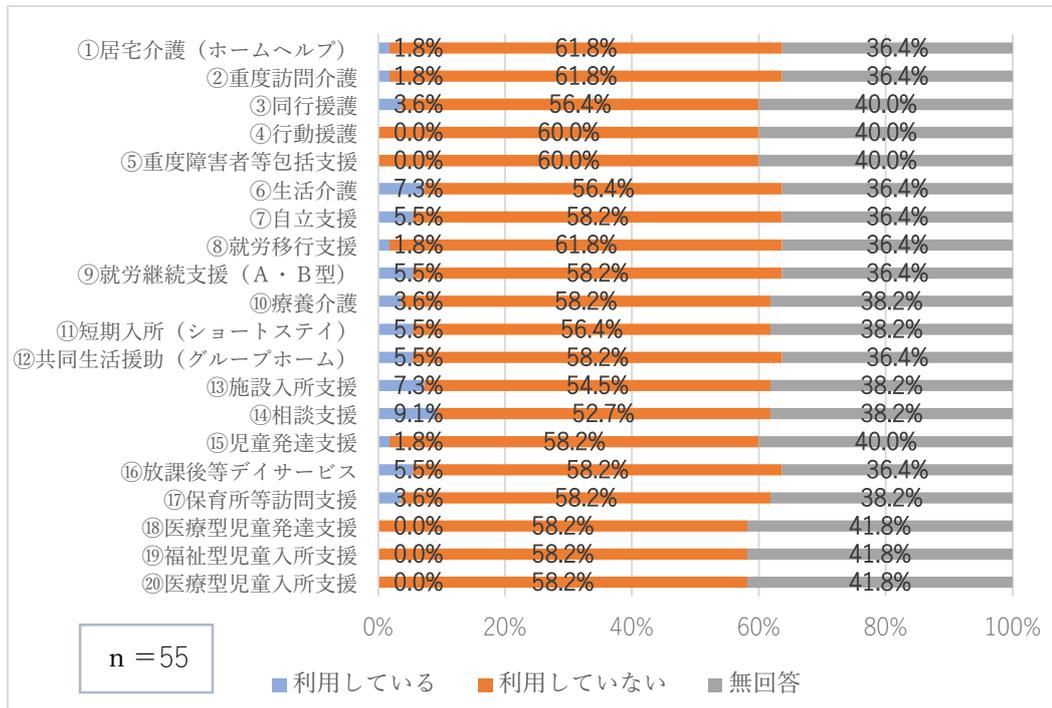
(図表) 障がい者の就労支援として必要なこと



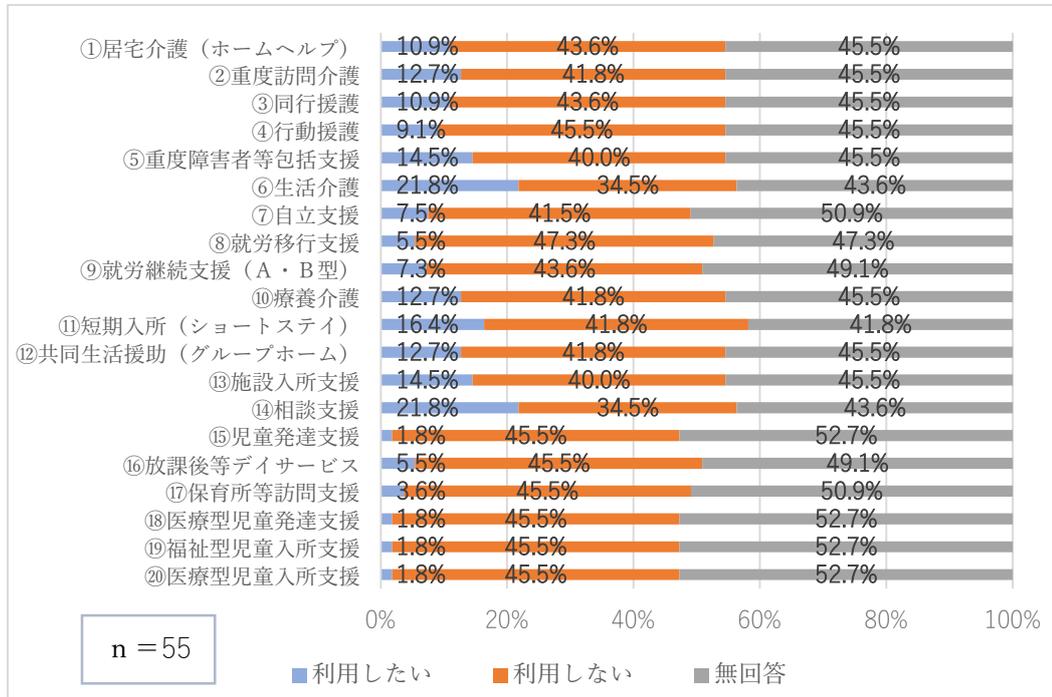
職場や上司に障がい者について理解してもらうことが必要との意見が最も多いです。また、勤務時間等への配慮、フォローアップなどが求められています。

#### (4) 障害福祉サービスの利用について

(図表) サービスの利用状況



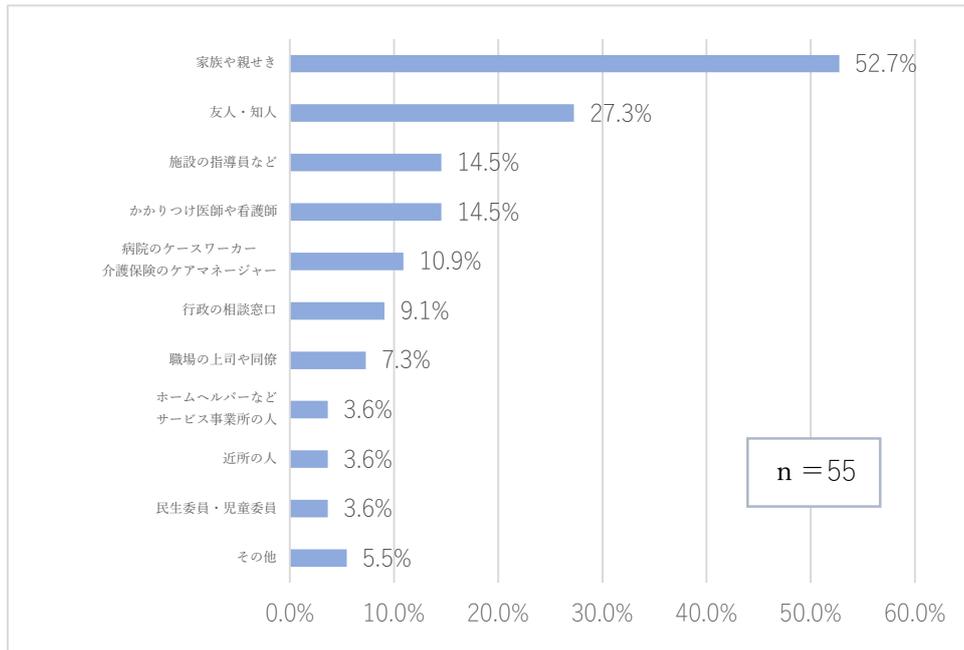
(図表) 今後のサービスの利用意向



いずれのサービスも現在利用は少ない状況です。利用意向については、特に「生活介護」と「相談支援」が21.8%と最も高くなっています。

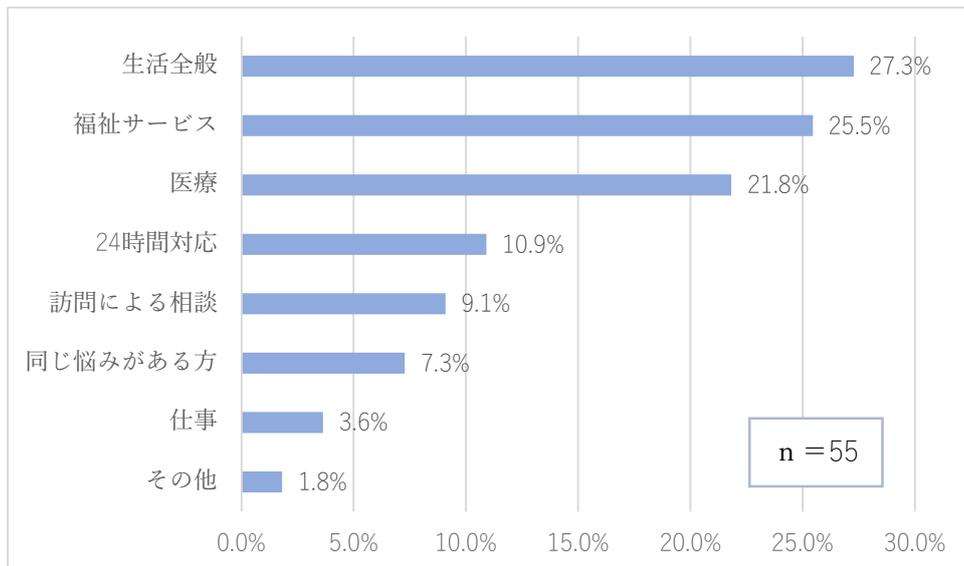
## (5) 相談相手

(図表) 普段の悩みや困ったことの相談相手



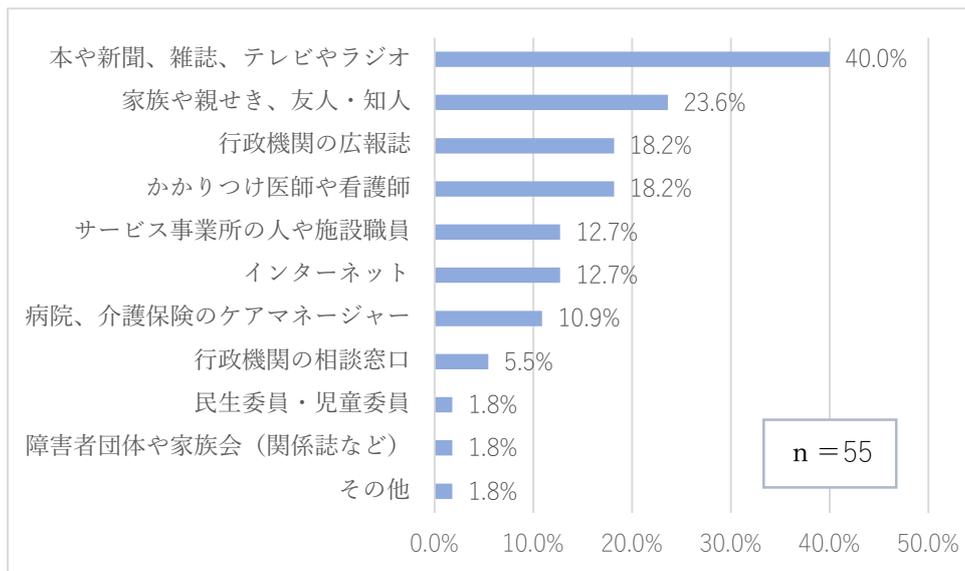
相談相手は家族や友人など日ごろから密接な関係にある人が多く、相談窓口などの利用は少なくなっています。

(図表) 希望する相談窓口



医療、福祉サービス、生活全般といった相談窓口のニーズが高く、生活に密着したサポートが求められています。

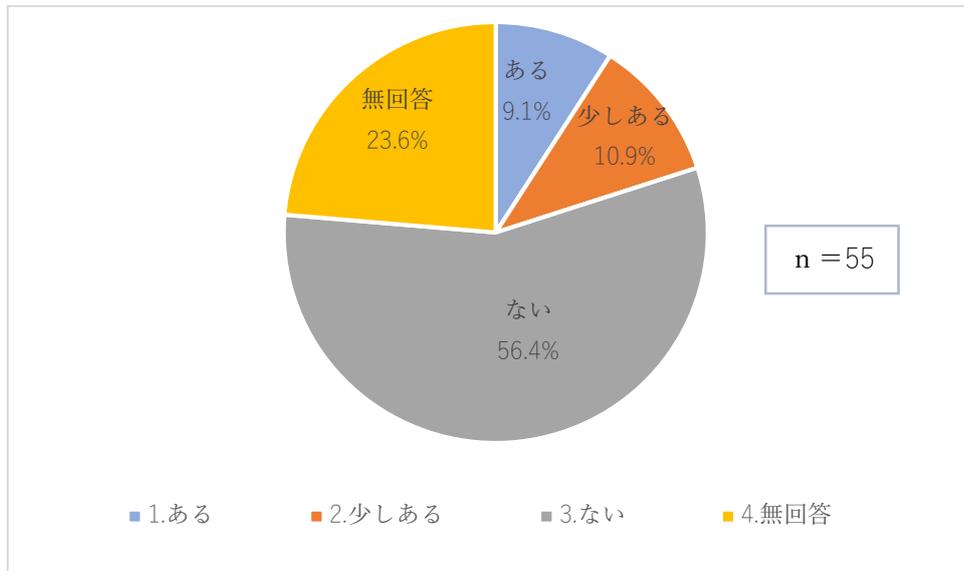
(図表) 障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先



マスメディアを情報源とした回答が多いものの、家族や医師など身近な人や行政の広報誌から情報を得ている割合も上位を占めています。

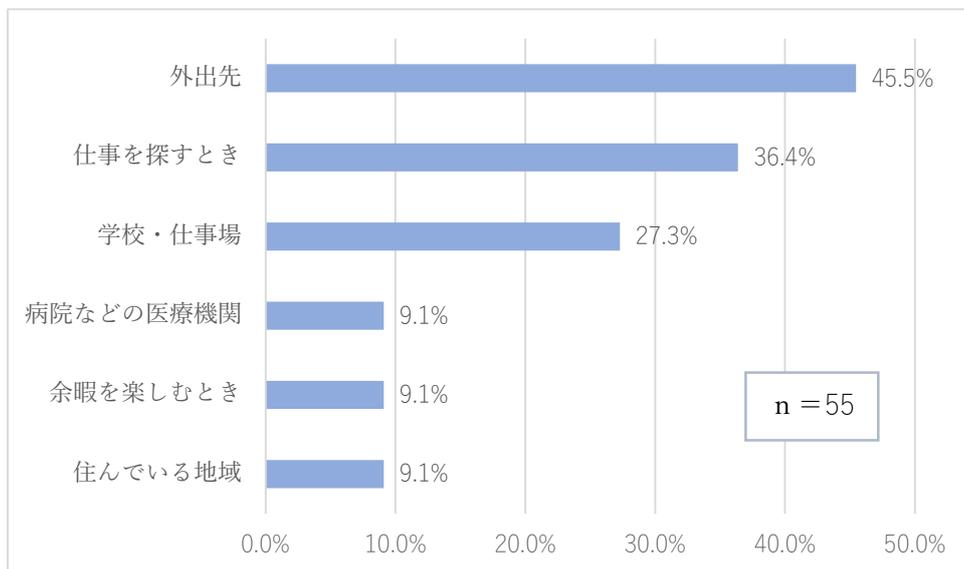
(6) 権利擁護

(図表) 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか



「ある」「少しある」と回答した方が 20%います。

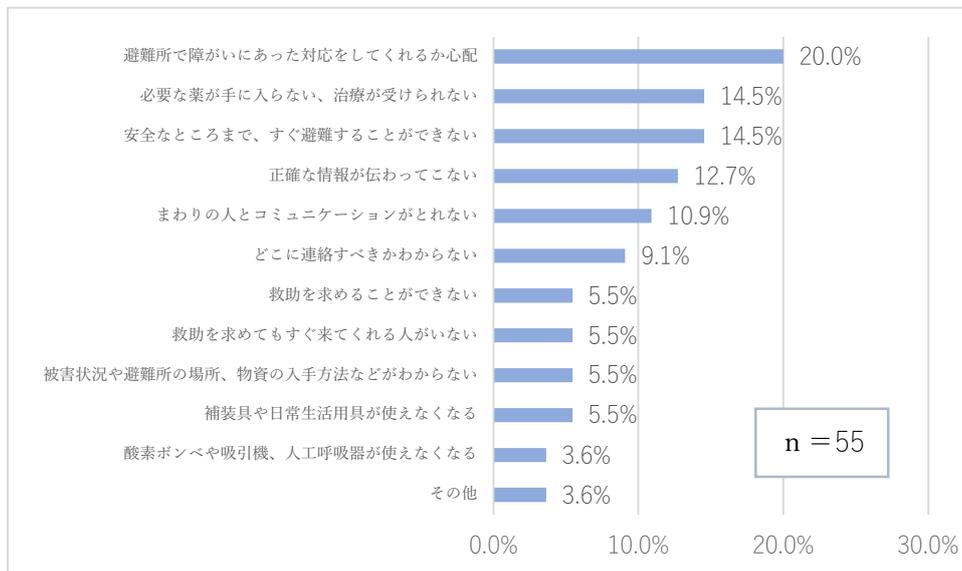
(図表) 障がいがあることで差別をされたり嫌な思いをしたことがある場所



学校や仕事場、仕事を探すときなど、周囲の人の理解が不足していることが考えられます。

## (7) 災害時の避難について

(図表) 今後、自身や台風等の大きな災害が起きた場合、心配に思うこと



避難所で障がいがあった対応をしてもらえるかの心配が最も多いです。なお、「必要な情報が手に入らない」等の情報不足に関する項目が41.8%を占めます。

## 第3章 産山村障がい者計画

### 1 基本理念

産山村では、障がいのある人もない人も、すべての村民が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるむらづくりをすすめています。

そこで、誰もが地域の中で人格と個性を尊重され、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を目指し、計画の理念を次のとおり設定します。

障がい者とその家族が安心して暮らすことができるむらづくり

## 2 施策の展開

### (1) 安心して暮らせる地域づくりの推進

#### ① 健康づくり等保健事業の充実

身体障がいの一因としては生活習慣病、精神疾患の一因にはメンタルヘルスの不調が挙げられますが、これらの対策には日ごろの予防や正しい知識が必要です。そこで村では各種健診の受診の推進、健康教育・健康相談の実施、重度医療費助成事業による支援の継続を行い、だれもが健康管理・疾病管理を行うことのできる体制づくりをすすめます。

#### ② くまもとメディカルネットワークの推進による医療体制の充実

障がいのある人は、障がいを重複しているケースがあり、医療機関での緊急な対応が必要な場合があります。しかし、村内の医療機関は診療所のみで対応に限界があり、村外の医療機関との連携・協力の体制を整備していく必要があります。そこで県内の医療機関や施設のネットワークである「くまもとメディカルネットワーク」への参加を推進し、日常の通院のみならず緊急時においても、より質の高いケアを受けることができる環境づくりを行います。

#### ③ 児童発達支援センターと連携した療育体制の充実

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。当村では阿蘇圏域での支援を行う児童発達支援センターとの連携を強化し、身近な地域で療育指導、相談支援などが受けられる療育機能の充実を図ります。

## (2) 共に生きる地域社会の推進

### ① 普及啓発活動の実施による村民の相互理解

第2章にあるアンケートの結果では、学校や仕事場、住んでいる地域で差別をされたり嫌な思いをしたという回答がありました。村民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が存在する価値を認めあうことが重要です。そこで、幅広い世代に障がいや病気への正しい理解が浸透するよう、定期的な広報活動や産山学園での福祉教育の充実を進めます。

### ② 住宅改良や公共施設のバリアフリー化などの生活環境の向上

地域でいきいきと暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して生活できる環境整備が必要です。そのため、住宅改造助成事業の利用促進や、村内の地域施設・公共施設のバリアフリー化を進めていくとともに、民間施設のバリアフリーを働きかけていきます。また、移動手段の確立に取り組み、誰もが安心して外出できるような生活環境づくりを進めます。

### ③ 地域生活支援事業による日常生活支援の一層の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るためには、その人に応じたサービスの利用が有効です。地域生活支援事業では地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を行うことができますので、当村では、相談支援や日常生活に必要な用具の給付、また手話奉仕員を養成するための研修などを行う事業についての周知を図り、利用を推進します。

### (3) 社会参加と地域ぐるみの自立支援

#### ① ボランティア活動を通じた交流の機会の設置

産山村ではひとりでも多くの村民が地域福祉に携わることができるよう、村民活動・ボランティア活動の活性化や人材育成に取り組んでいます。そうした活動を通して、障がいの有無や年齢や性別を問わない様々な交流の機会を設けることにより、障がいのある人の社会参加と支えあいを基本とした村民意識の向上を図ります。

#### ② 就労の促進

障がいのある人が生きがいを持って自立した生活を送るためには、それぞれの適性や個性に応じて安心して働くことができる場の確保が重要です。このため、事業所等に働きかけて障がいのある人の就労促進に努めるとともに、村においても役場や関連施設で障がいのある人が働きやすい環境づくりを推進し、安心して働き続けることができるむらづくりに努めます。

#### ③ 障がい児の就学体制の充実

障がいのある児童がそれぞれの個性を発揮し、健やかに成長していくことができるよう、児童それぞれの状態に応じた保育、教育の支援を充実していく必要があります。そのためには、健診等における早期発見、相談支援、指導の充実を図るとともに、教育委員会や障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等関係機関と連携しながら、児童、生徒の実情に合わせた適切な助言指導を行い、障がい児教育の充実に努めます。また、療育機関と連携し、適切な情報の提供や説明会への参加を促進します。

### 1 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本村の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。本障がい福祉計画では、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

## 2 令和8年度に向けた数値目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

本村では、施設入所者が少なく、「施設を退所し、地域生活へと移行する」という見込みが困難な状況ではありますが、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得られるよう働きかけ、地域生活への移行を進めます。

項目	数値 (人)	国の指針による考え方
令和4年度末時点の 入所者数・・・(A)	2	・令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の 入所者数・・・(B)	2	・令和8年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込数 (A) - (B)	0	・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する
【目標値】 地域生活移行者数	0	・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域で設置し、これを通じて、重層的な連携による支援体制を構築し、精神障がい者の退院後の地域における平均生活日数や早期退院率の向上を図ります。

※成果目標については、都道府県が設定することとなっており、市町村においては具体的な数値目標の設定は行いません。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

阿蘇圏域で整備した地域生活支援拠点において、令和8年度末までの間、年に1回以上運用状況の検証等を行うことにより、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

項目	【目標値】 令和8年度末時点 の整備数	国の指針の考え方
地域生活支援 拠点の整備	1（圏域）	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する
地域生活支援コ ーディネーター の配置	1（圏域）	機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討をする
強度行動障害を 有する者への支 援体制の整備	1（圏域）	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める

### (4) 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、阿蘇圏域自立支援協議会、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等の利用を促進し、本村の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

①一般就労への移行

令和3年度の 一般就労移行者数 ・・・(a) (人)	【目標値】 令和8年度の 一般就労移行者数 ・・・(b) (人)	国の指針の考え方
0	1	令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上 ※就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は概ね1.29倍以上、B型は概ね1.28倍以上
※当村には就労移行支援事業を実施する事業所が無い ため、数値目標は設定しない。		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用 終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の 事業所を全体の5割以上とする

②就労定着支援事業の利用者数

令和3年度末の就労定 着支援事業による一般 就労への移行者数 ・・・(a') (人)	【目標値】 令和8年度末の就労定 着支援事業による一般 就労への移行者数 ・・・(b') (人)	国の指針の考え方
0	0	就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移 行実績の1.41倍以上とする。
※当村には就労定着支援事業を実施する事 業所が無い ため、数値目標は設定しない。		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以 上の事業所を全体の25%以上とする。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センター及び阿蘇圏域の自立支援協議会（相談支援部会）の活動等を通じて、事業者に対する指導や助言、人材育成の支援等に取り組むことにより、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	【目標値】			国の指針の考え方
	(令和8年度)			
基幹相談支援センターの設置数	1 (圏域)			<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</li> </ul>
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保数	1 (圏域)			
協議会の体制確保数	1 (圏域)			

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加するほか、関係事業所・自治体と審査結果を共有する等の取組により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	【目標値】			国の指針の考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築することを基本とする。</li> </ul>
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	
上記体制に基づく実施回数	1	1	1	

### 3 障害福祉サービスの必要量の見込み

本村では、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ①サービス概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	4.3 時間/月	4.3 時間/月	4.3 時間/月
	2 人	2 人	2 人
重度訪問介護	0.0 時間/月	0.0 時間/月	0.0 時間/月
	0 人	0 人	0 人
同行援護	1.9 時間/月	1.9 時間/月	1.9 時間/月
	1 人	1 人	1 人
行動援護	0.0 時間/月	0.0 時間/月	0.0 時間/月
	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	0.0 時間/月	0.0 時間/月	0.0 時間/月
	0 人	0 人	0 人

## (2) 日中活動系サービス

### ① サービス概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいや難病患者である方が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいや有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「一般就労」をする前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントの実施などのサポートを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）です。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## ②見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	172 人日分/月	172 人日分/月	194 人日分/月
	8 人	8 人	9 人
就労選択支援	0 人	0 人	0 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	1 人	1 人	1 人
就労継続支援（A型）	88 人日分/月	88 人日分/月	88 人日分/月
	4 人	4 人	4 人
就労継続支援（B型）	194 人日分/月	194 人日分/月	216 人日分/月
	9 人	9 人	10 人
就労定着支援	0 人	0 人	0 人
療養介護	0 人	0 人	0 人
短期入所（福祉型）	4 人日分/月	4 人日分/月	4 人日分/月
	1 人	1 人	1 人
短期入所（医療型）	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
	0 人	0 人	0 人

### (3) 居住支援及び施設系サービス

#### ①サービス概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

#### ②見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助		0人/月	0人/月	0人/月
共同生活援助		18人/月	18人/月	18人/月
施設入所支援		2人	2人	2人
地域生活 支援拠点	設置箇所数	1（圏域）	1（圏域）	1（圏域）
	検証等の回数	1回/年	1回/年	1回/年
	コーディネーター配置人数	0人（圏域）	0人（圏域）	1人（圏域）

#### (4) 相談支援

##### ①サービス概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定を行う際にサービス等利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の動向支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

##### ②見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	3人/月	3人/月	3人/月
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

## 4 地域生活支援事業の必要量の見込み

### (1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本村の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。限りある資源の中、すべての事業の実施については困難な状況ですが、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、今後の事業実施を検討します。

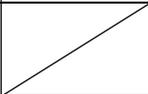
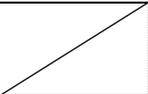
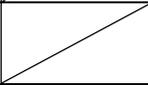
事業名	内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
(2) 自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する事業です。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

<p>(4) 成年後見制度利用支援事業</p>	<p>成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。</p>
<p>(5) 成年後見制度法人後見支援事業</p>	<p>成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。</p>
<p>(6) 意思疎通支援事業</p>	<p>手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通の円滑化を図る事業です。</p>
<p>(7) 日常生活用具給付等事業</p>	<p>日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊 マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。</p>
<p>(8) 手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。</p>
<p>(9) 移動支援事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人に、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、外出の際の支援を行う事業です。</p>
<p>(10) 地域活動支援センター事業</p>	<p>地域の実情に応じ、障がいのある人に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。</p>

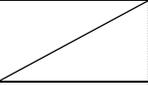
(2) 地域生活支援事業の必要量の見込み

① 必須事業

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター	無		無		無	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		0		0		0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		2		2		2
② 手話通訳者設置事業	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	1		1		1	
② 自立生活支援用具	1		1		1	
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1	

④ 情報・意思疎通支援用具	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	0	0	0
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業		0	
(9) 移動支援事業		0	
(10) 地域活動支援センター	2	2	2

## ②任意事業

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 日常生活支援						
① 日中一時支援事業		1		1		1
② 巡回支援専門員整備事業	1		1		1	

## 5 その他の支援・取組についての見込み

### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

### (2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件/年	1件/年	1件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件/年	1件/年	1件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人

### 1 障がい児福祉計画について

平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から市町村及び都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられました。

本障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を定めます。令和 3 年度から令和 5 年度までの第 2 期計画期間に続き、令和 5 年度から令和 8 年度までの第 3 期計画を作成する必要があります。

## 2 令和8年度に向けた数値目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置

平成30年4月に阿蘇圏域の児童発達支援センターの役割を担う「児童発達支援センターきらり」が開設されました。

今後、同園のセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

【目標値】 令和8年度末時点 センター数	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li><li>・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li></ul>

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

現在、保育所等訪問支援は阿蘇圏域7か所でサービスを提供できる体制が整っています。

さらに、保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容し推進する体制の構築に努めます。

【目標値】 令和8年度末時点 整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。－

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、阿蘇圏域で連携を図りながら、令和8年度末までに事業所を1か所確保します。

【目標値】 令和8年度末時点 整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li><li>・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li></ul>

#### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、阿蘇圏域自立支援協議会の子ども部会にて協議の場を設けており、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

【目標値】 令和8年度末時点の 協議の場の設置状況	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> <li>・ 市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>

#### (5) 発達障がい児等に対する支援

項目	【目標値】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

### 3 障がい児支援の必要量の見込み

本村では、令和8年度の目標値の実現と児童福祉法に基づく障害児通所支援等の円滑な提供に向けて、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量を見込み、その確保に努めていきます。

#### (1) サービス概要

種類	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通っての生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、その本人や保育所等のスタッフに対して他の児童との集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

(2) 見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	32人日分/月	32人日分/月	32人日分/月
	3人	3人	3人
医療型児童発達支援	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	61人日分/月	61人日分/月	61人日分/月
	7人	7人	7人
保育所等訪問支援	6人日分/月	6人日分/月	6人日分/月
	3人	3人	3人
居宅訪問型児童発達支援	1人日分/月	1人日分/月	1人日分/月
	1人	1人	1人
障害児相談支援	4人	4人	4人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人(圏域)	1人(圏域)	1人(圏域)

## 第6章 計画の推進体制

### 1 村民・事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、行政と地域住民、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、産山村身体障害者福祉協会をはじめとする関係機関・団体、医療機関、教育機関等との連携・協働が欠かせません。そのため、さまざまな機会を通じて連携を深め、村が一体となった協働体制の構築・推進に努めます。

### 2 庁内推進体制の整備

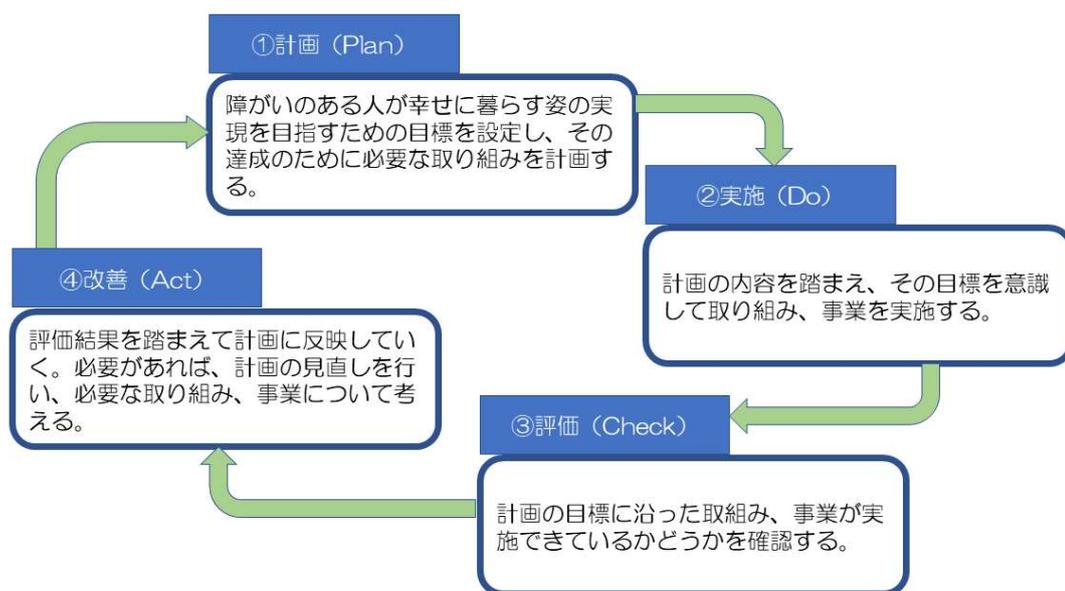
障がいのある人に関する施策の推進には、教育、就労、保健・医療、地域計画など全庁的な施策が必要であることから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、進捗状況を把握・点検し、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

### 3 国、県及び近隣市町村等との連携

本計画の推進にあたっては、今後の制度改正等に的確に対応していくことも重要であり、国や県と連携しながら施策を展開します。また、阿蘇郡市の市町村他関係団体で形成されている阿蘇圏域自立支援協議会では相談支援部会、就労支援部会において各分野における協議・検討を進めるとともに、全体会・推進会議等を通じて課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを協議する場として、取組を進めています。今後もこれらのネットワークの連携をさらに強め、計画を推進します。

### 4 計画の評価・点検

本計画の実施状況等については、PDCA サイクルの考え方にに基づき、評価・検証・見直しを行います。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第7章 資料編

### 1 阿蘇圏域障害福祉サービス等事業所一覧

#### (1) 訪問系サービス

	サービスの種類	事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	同行 援護	ケアステーションゆう	阿蘇市内牧1214 番地32	0967-32- 0307	合同会社ゆう
2		ヘルパーステーションあそ	阿蘇市内牧976番 地の2	0967-32- 1127	社会福祉法人阿蘇市 社会福祉協議会
3		阿蘇さくら草	阿蘇市内牧329番 地	0967-32- 4545	株式会社阿蘇さくら 草
4		障害福祉サービス事業所 ヘル パーステーションつくし	阿蘇市内牧911番 地8	0967-32- 0162	合同会社つくし
5		障がい者訪問介護ふきのとう	阿蘇市波野波野 3539	0967-24- 2537	合同会社ふきのとう
6	居宅 介護	訪問介護事業所 春草苑	阿蘇市内牧1112 番地5	0967-32- 4021	医療法人社団坂梨会
7		小国町社協居宅介護事業所	小国町宮原1530 番地の2	0967-46- 5575	社会福祉法人小国町 社会福祉協議会
8		社会福祉法人 高森町社会福祉 協議会 訪問介護事業所	高森町高森1258 番地の1	0967-62- 2158	社会福祉法人高森町 社会福祉協議会
9		社会福祉法人 西原村社会福祉 協議会 西原村指定訪問介護事 業所	西原村小森572	096-279- 4141	社会福祉法人西原村 社会福祉協議会
10		グリーンウッド	南阿蘇村大字久石2 705番地	0967-67- 0294	社会福祉法人南阿蘇 村社会福祉協議会
11		グリーンハートヘルパーステー ション	阿蘇郡小国町宮原7 41番地3	0967-48- 5110	社会福祉法人 小国 町社会福祉協議会
12		訪問介護事業所 糸	阿蘇郡小国町宮原1 834-2	0967-46- 5670	合同会社うポール
13		ハートケアセンター	阿蘇市小里249番地 2	0967-24- 6262	医療法人坂梨ハート 会

(2) 日中活動系サービス

		サービスの種類				事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	生活 介護			就労継続 支援(A・ B型)		インターワーク	産山村大字大利 657番地の3	0967-25- 2323	社会福祉法人 やまなみ会
2		自立 訓練 (生活 訓練)	就労 移行 支援	就労継続 支援(B 型)	短期	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川43 1番地	0967-34- 1100	社会福祉法人 やまなみ会
3					入所	たちばな園	阿蘇市三久保7 15番地	0967-32- 2100	社会福祉法人 蘇幸会
4	生活 介護			就労継続 支援(B 型)	短期 入所	障がい者支援セ ンター 阿蘇き ぼうの家	阿蘇市西町53 0番地	0967-34- 0580	NPO法人阿 蘇きぼうの家
5				就労継続 支援(A・ B型)		障害者就労セン ター くんわ技 研	阿蘇市黒川39 6番地	0967-34- 2222	社会福祉法人 やまなみ会
6			就労 移行 支援	就労継続 支援(A 型)		就労支援センタ ー 陽なたぼっ こ	小国町宮原23 30番地の1	0967-46- 2616	社会福祉法人 小国町社会福 祉協議会
7				就労継続 支援(B 型)		大豆工房 小国 のゆめ	小国町宮原23 30番地1	0967-32- 8030	社会福祉法人 小国町社会福 祉協議会
8						サポートセンタ ー第一悠愛短期 入所事業所	小国町宮原26 17番地	0967-46- 2616	社会福祉法人 小国町社会福 祉協議会
9	生活 介護	自立 訓練 (生活 訓練)			入所	サポートセンタ ー 第二悠愛	小国町宮原26 17番地	0967-46- 2616	社会福祉法人 小国町社会福 祉協議会
10						悠工房	小国町大字宮原 2760番地	0967-46- 2911	社会福祉法人 小国町社会福 祉協議会
11						高森寮	高森町大字色見 822番地	0967-62- 1780	社会福祉法人 立正福祉会
	生活 介護				短期 入所	高森寮短期入所 事業所	高森町大字色見 822番地	0967-62- 1780	社会福祉法人 立正福祉会
12					入所	阿蘇医療センタ ー	阿蘇市黒川12 66	0967-34- 0311	阿蘇市
13						就労支援センタ ー たかもり	高森町大字色見 字下原口823 番地1	0967-62- 1780	社会福祉法人 立正福祉会
14	生活 介護			就労継続 支援(B 型)		ナチュラルファ ーム いまここ	西原村小森32 64番地	096-279- 3666	NPO法人に しはらたんぼ ぼハウス
15						LABみなみ阿 蘇	南阿蘇村久石2 721番地2	0967-67- 1606	株式会社南阿 蘇ケアサービ ス

### (3) 居住支援及び施設系サービス

サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名	
1	共同生活援助	草原の風	産山村大利657番地6	0967-25-2105	社会福祉法人やまなみ会	
2		グループホームいぶき	阿蘇郡南阿蘇村久石2715番地5	0967-67-1606	株式会社 南阿蘇ケアサービス	
3		ねむの木のした	阿蘇市内牧594番地8	0967-32-0861	株式会社 ベルハイム	
4		くんわ	阿蘇市黒川431番地	0967-34-1100	社会福祉法人やまなみ会	
5	自立生活援助	施設入所支援	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川431番地	0967-34-1100	社会福祉法人やまなみ会
6			たちばな園	阿蘇市三久保715番地	0967-32-2100	社会福祉法人蘇幸会
7		第二悠愛自立生活援助センター	小国町大字宮原2610番地1	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会	
8	共同生活援助	施設入所支援	サポートセンター第二悠愛	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
9			第二悠愛グループホーム事業所	小国町大字宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
10		高森寮グループホーム事業所	高森町色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会	
11		施設入所支援	高森寮	高森町大字色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会

### (4) 相談支援

サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名		
1	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	たちばな園相談支援事業所 あそ	阿蘇市三久保715番地	0967-32-2100	社会福祉法人蘇幸会
2				時計台	阿蘇市一の宮町宮地141	0967-22-5505	医療法人高森会
3		一般相談支援事業	阿蘇市内牧182-1	0967-32-5155	社会福祉法人やまなみ会		
4		第二悠愛相談支援センター	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会		

5				高森寮相談支援センター	高森町大字色見823番地2	0967-62-0337	社会福祉法人立正福祉会
6	計画相談支援			相談支援事業所たかもり寮	高森町大字色見823番地2	0967-62-0337	社会福祉法人立正福祉会
7				相談支援センターケルン	阿蘇郡南阿蘇村久石2721番地2	080-4107-8998	株式会社南阿蘇ケアサービス
8				相談支援事業所きすな	阿蘇郡南阿蘇村河陽1454-2	070-8455-3782	合同会社春美会

### (5) 障害児通所支援

	サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名	
1	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	児童発達支援多機能型事業所のびのびハウス	阿蘇市黒川406番地	0967-35-5211	社会福祉法人やまなみ会
2				児童発達支援多機能型事業所 あそびいえーず	阿蘇市一の宮町中通2177	0967-22-3300	一般社団法人こどもサポートセンターあそら
3				こども発達サポートセンターびーぶる	阿蘇市内牧353番地	0967-32-5046	株式会社ワンパイワン
4		放課後等デイサービス		児童発達支援センターきらり	阿蘇市内牧182番地1	0967-32-5155	社会福祉法人やまなみ会
5				くれぱす	小国町大字宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
6				Atelier MOMO	高森町上色見1388番地1	0967-62-2228	一般社団法人Sol
7				児童発達支援多機能型事業所あそびい	南阿蘇村久石3516番地	0967-65-8008	一般社団法人こどもサポートセンターあそら
8				多機能型事業所 き・き	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰148番地1	070-7892-6404	株式会社南阿蘇ケアサービス
9				多機能型事業所かざぐるま	阿蘇郡西原村布田948-3	096-292-5500	一般社団法人燦々会

### (6) 児童発達支援センター

	サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	福祉型児童発達支援センター	保育所等訪問支援	児童発達支援センターきらり	阿蘇市内牧182番地1	0967-32-5155	社会福祉法人やまなみ会

## 2 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について策定及び審議するため、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置き、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (策定委員会の任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、村長に答申する。

- (1) 計画の国及び県との整合性に関すること。
- (2) 計画の国及び県との実現性に関すること。
- (3) その他重要と思われること。

### (組織)

第3条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出し、会長はその策定委員会の議長となるものとし、会長事故あるときは副会長が議長となるものとする。

3 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から村長が委嘱するものとする。

- (1) 議会関係者
- (2) 障がい関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 社会福祉協議会関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他計画を策定するにあたり必要と思われる者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱した年度の3月末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、その会議体の会長が招集するものとする。ただし、

第1回策定委員会の招集においては、事務局より通知するものとする。

2 会長は、その会議体において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 各策定委員会の事務局は、健康福祉課に置く

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は公布の日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

### 3 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定

#### 委員会委員名簿

氏名	役職・所属
城本 俊成	村議会総務文教厚生常任委員長
井 健二	区長代表
井 國興	産山村老人クラブ連合会会長
井 道生	産山村身体障害者福祉協会会長
岩下 尚美	民生委員児童委員協議会会長
筑紫 聖太	産山村社会福祉協議会
星山 晃	教育長
堤 秀崇	産山学園校長
井 順士	健康福祉課

#### 4 計画の策定経過

年月日	内容
令和5年11月1日	第1回策定委員会 ○障害者計画・障害福祉計画・障害児計画について ○産山村における障がいのある人の状況について ○産山村障がい者計画・第7期産山村障がい福祉計画・第3期産山村障がい児福祉計画骨子（案）について ○産山村障がい者計画・第7期産山村障がい福祉計画・第3期産山村障がい児福祉計画（素案1）について
令和6年2月19日 ～ 2月29日	パブリックコメントの実施
令和6年3月19日	第2回策定委員会 ○産山村障がい者計画・第7期産山村障がい福祉計画・第3期産山村障がい児福祉計画（素案2）について（第1回策定委員会からの変更点）



令和6（2024）年3月

産山村障がい者計画

第7期産山村障がい福祉計画

第3期産山村障がい児福祉計画

熊本県 産山村 健康福祉課

〒869-2703

熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿 488 番地 3

電話 0967-25-2212